

国際分野における郵政行政の在り方に関する懇談会 第３回議事録

- 1 日 時 平成２０年１月１７日（木）１７時００分～１９時１５分
- 2 場 所 総務省地下２階第１・２会議室
- 3 出席者 村上座長、田尻座長代理、大矢構成員、金構成員、高後構成員、佐野構成員、樋口構成員、三村構成員
 （総務省郵政行政局側）
 橋口局長、佐藤信書便課長、後藤郵便課長、玉田国際企画室長及び鈴木保険計理監理官
- 4 議事概要
 - （１）冒頭、村上座長から開会の発言があり、続いて、欠席者等の周知がなされた。
 - （２）第２回議事録（資料３－１）の紹介がなされた。
 - （３）郵便分野におけるＩＣＴの利活用に関する議論の整理（資料３－２）に関し、国際郵便の特徴（多数のプレーヤーの連携、書類ベースの業務プロセス）、ＩＣＴ利活用に係る具体例（グローバルな監視システム、MEDICIプロジェクト、航空EDI）を含む国際郵便の現状、国際郵便におけるＩＣＴの利活用に関する課題（ＩＣＴ化の遅れ、標準化議論への参加、物流分野との比較等）とその対応等につき事務局より説明し、今後このような整理をベースに議論していくこととされた。
 - （４）郵便分野における国際協力（資料３－３）に関し、以下のとおり事務局より説明及び意見交換が行われた。

〔現状と課題〕

○ 国際協力に関する世界的な枠組み

- ・ 国連ミレニアムサミット（２０００年９月）において作成された「ミレニアム開発目標」の８つの開発目標を２０１５年までに達成すべきとして、UNDPや世界銀行等多くの国際機関の協力により推進中。
- ・ 具体的には、貧困・飢餓の撲滅、初等教育の普及、保健・医療問題対策、ジェンダー問題対策、インフラ整備、環境・エネルギー問題等に世界的な関心が集まっており、機関の性質や機能に応じて資金援助・金融支援、技術支援・政策支援、監視とパートナーシップの構築等の手法により、課題解決が図られている。

○ 郵便分野における国際協力

- ・ 万国郵便連合（UPU）のルールの下で実施される国際郵便サービスは、各国郵政庁の協力・連携を前提としており、本質的に国際協力になじむ性質を有する。UPUは、開発協力を扱う加盟国の専門グループを設置し議論するほか、世界に７名の地域アドバイザーを置き、地域の具体的ニーズを汲み上げながら対応を図っている。
- ・ アジア地域では、サービス品質の改善を最優先事項とし、郵便金融業務の発展、郵便改革の促進、人材開発等への関心が高い。
- ・ 諸外国においても、人材研修や技術協力、パートナーシップの構築・業務提携等、様々な分野で国際協力・連携の動きが見られる。

- ・ 日本は、従来から、UPUやAPPUにおいて、専門家の派遣・研修員の受入れ・資金や奨学金の拠出等、多国間ベースを中心に人材育成と資金面での協力を重点置いてきた。これに加え、郵便事業体がカハラ・ポストグループ等関係国事業体の連携によりサービス品質向上への動きも活発化。

○ 当面の課題

- ・ 近年の諸外国の動向や我が国の郵政民営化という環境の変化を踏まえ、我が国としてどのような目標・方法論を持ち、新たな国際協力を展開していくべきかが課題。

[考えられる対応]

○ 国際協力の方向性に関する検討の必要性

- ・ 日本の従来の国際協力は、基本的にはUPU等の場でのプレゼンスを強調する考え方で実施してきたが、最近の諸外国の取組みを見ると、二国間関係を活用する例が見られ、多国間を活用する場合でも自国の郵便事業への利益につながる協力となっている。
- ・ 今後の我が国の国際協力の方向性として、UPU等を従来どおり重視しその場でのプレゼンスを更に向上させる方向性で行くのか、二国間等の新たな方法により戦略的対応を模索するのかといった検討が必要。

○ 従来型の国際協力の限界と環境の変化への対応としての戦略的国際協力

- ・ 多国間主義で受動的な従来型の国際協力のみでは相当な対応を図らなければプレゼンスを維持するのは困難であり、マインドシェアの奪い合い競争を勝ち抜いていけない。
- ・ 郵政民営化という環境変化の中で、二国間主義で、非常に明確な目標を持って行ういわゆる戦略的国際協力というアプローチがあってもよい。

○ 戦略的国際協力における優先順位付けの必要性

- ・ 国際協力を最終目標にするのか、グローバル競争の中で競争力を身につけるために国際協力を手段として活用するのかでは、大きく意味が異なる。最終的な目標が競争力を身につけることにあるならば、限られた資源の優先順位づけが必要。
- ・ 適切な優先順位付けを行うためにも、従来の取組みを総括・評価するとともに、国際協力に係る戦略的目標と方法論について整理すべき。

○ 実施した活動のプレゼンテーション・メッセージ化

- ・ 郵便貯金ネットワークに関する過去の国際協力の事例や、他の分野での対外投資の事例での経験から見ると、実施した援助についてのプレゼンテーション方法やメッセージの伝達方法によって現地におけるプレゼンスが大きく異なる。

(5) 郵便局における国際送金業務（資料3-5）に関し、以下のとおり事務局より説明及び意見交換が行われた。

○ 国際郵便送金業務の現状と制度のあり方に関する検討の必要性

- ・ 民営化後の制度は民営化前と大きな変化はなく、業務主体がゆうちょ銀行に替わっている。ただし、これは経過措置として旧郵便為替法・旧郵便振替法の読替えによるものであり、民営化法における移行期間後の業務主体は定まっていない。
- ・ 国際的な枠組みとしてUPUの郵便送金業務約定があるが、UPUにおいては、約定の締約国・指定事業体に一定の業務実施を義務づけるべきとの意見が出ており、業務主体の経営の自由度との兼ね合いも含め、今後の制度のあり方を検討する必要がある。

○ 国際郵便送金の独自性

- ・ 住所あて送金は、受取人が口座を持っていない場合でも送金が可能である。

- ・ 全国多数の郵便局で利用でき、手数料も低水準なことから、小口・個人利用が中心であることも国際郵便送金の特徴。

○ 民営化を踏まえた国の関与のあり方

- ・ 完全に民間に任せると、採算がとれる範囲でしかサービスを提供しないことになる可能性があることから、最低限のサービスの維持・確保について、国が関与する余地がある。国の関与については、その目的、それにより保護・達成しようとする公益をどのように考えるかが出発点。
- ・ 郵政事業を民営化した他の国でも、ユニバーサルな国際送金サービスのビジネスモデルが確立されているわけではなく、日本としての枠組みや理念を考える必要がある。
- ・ 小口・個人利用が中心であり、採算性だけで割り切れるものではなく、消費者保護の観点から、行政がある程度関与すべき。

○ 国際郵便送金業務と国際協力との接点

- ・ 開発途上国は、民間銀行のネットワークが貧弱なため、国際的な送金サービスとして国際郵便送金への期待が大きい。日本で働く外国人の母国への送金や海外で活動する日本人への送金の手段として、小口・個人利用ができる途上国も含む国際郵便送金ネットワークの維持・整備は国際協力としての位置付けも可能ではないか。

[総括的議論]

○ 行政当局としてのグローバルなユニバーサルサービスに対する枠組み構築の必要性

- ・ 郵便分野の国際協力の問題と国際郵便送金業務の問題は、技術的には異なるものの、本質的には個人等の小口利用者にとっての、あまねく全世界をカバーするユニバーサルサービスの問題。サービスに関する議論を国内についてのみ行うのでは不十分。
- ・ 郵政三事業に関し130有余年の歴史とノウハウを有する日本であるが故に、民営化から間もないこの時期において、グローバルなユニバーサルサービスの在り方についての枠組みをどのように構築していくかについてのビジョン・長期計画を郵政行政として整理すべき。

○ 官と民、サービス間の連携の必要性

- ・ 行政当局としての基本的な枠組みの構築については、原則的には官と民の連携により推進すべき。これには、郵便と金融の問題をパッケージで提示することも含まれ得るものであり、UPUの協力プログラムを実施する上でも、また我が国における郵便サービスや国際送金サービスの提供について、行政として関係事業者の適切な対応を求めていく上でも、基本原則を持った上で臨むべき。

○ 事業者としての国際事業に関するビジョン策定の必要性

- ・ 海外の事業者が「B to B」に特化する例が見られる中、事業者が「B to C」や「C to C」をどのように採算の取れる事業にしていくかのビジョンを作り、その中に国際協力を含めて検討すべき。その場合、決済・金融機能と物流の融合というモデルはまだ成功例がないので、我が国では国際送金と郵便の機能をどのように連携させるか、特に「C to C」ネットワークの維持を前提に考えることも有意義。

○ 日本としてのより積極的なアプローチの可能性

- ・ 国際競争・国際協力においても、「先進国モデル」と「途上国モデル」がある中で、日本がどのような役割を果たすのかも議論すべき。UPUの郵便送金業務約定の見直し議論においても、どの程度のサービスレベルがユニバーサルサービスとして実現可能であるかについて考慮した上で、より積極的に対応する考え方もあり得る。

以上